

破産法等の見直しに関する要綱案（抄）

平成十五年七月二十五日
法制審議会倒産法部会決定

（前注） この要綱案において「第…条」とあるのは、破産法の規定を示す。

第三部 倒産実体法

（前注） 倒産実体法の改正項目に関しては、再生手続及び更生手続における見直しについても記載することとしている。

第一 法律行為に関する倒産手続の効力

一 賃貸借契約等

3 賃貸人の破産

（一） 破産管財人の解除権

(1) 第五十九条の規定は、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定する契約については、相手方が当該権利について登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えているときは、適用しないものとする。

(2) (1)の場合において相手方が有する請求権は、財団債権とするものとする（第四十七条第七号参照）。

（注一） 再生手続及び更生手続においても、同様の規律を設けるものとする。

(注二) (1)及び(2)の考え方は、特許権についての通常実施権(特許法第九十九条参照)、商標権についての通常使用権(商標法第三十一条第四項参照)等第三者に対抗することができる権利を目的とするライセンス契約におけるライセンスの破産についても適用されることになる。